

## 第6次総合計画後期基本計画素案〔第1稿〕

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 1 環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぎます＞

### 【取組担当課】

環境対策課

### 【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民や事業者、行政が、身近な環境問題を意識した取組を行うことで、恵み豊かな自然・生活環境・地球環境が守られています。

### 【取組の方針】

豊かな水と緑あふれる恵まれた自然環境を守り、育て、子どもたちに引き継ぐために、環境意識の啓発を図り、快適な住みよい環境づくりを推進します。

また、深刻化する地球温暖化に対処するため、環境教育・環境講座の開催や環境情報の提供等により、地球温暖化対策に対する意識を一層高めていくとともに、市民、事業者、行政が一体となって環境配慮行動の実勢に努めます。

### 【関連する個別計画】

鳥栖市環境基本計画

### 【取組の体系】

具体的な取組	内 容
環境保全活動を進めます	環境教育、環境講座や環境美化活動への参加を呼びかけ、市民、事業所等への啓発活動を積極的に展開します。
自然環境保全活動を進めます	動植物が生息できる良好な自然環境を維持するための生息状況等の調査など、自然と触れ合う機会を設け、自然の大切さを伝えます。
地球温暖化対策を進めます	エコライフや環境マネジメントシステム等の普及啓発を行うなど、鳥栖市全体で地球温暖化対策の基盤づくりに取り組みます。
環境調査・監視を実施します	生活環境の安全・安心を確保するため、大気や水質、自動車騒音等の調査・監視を実施します。
不法投棄防止対策を進めます	不法投棄防止パトロール員等による監視・パトロール等を行い、不法投棄の早期発見及び早期回収を行うことで、不法投棄をさせない・許さない雰囲気づくりに努めます。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 2 循環型社会を構築します＞

【取組担当課】

環境対策課、商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民や事業者、行政が、ごみの減量化、再利用、資源化（3R）に取り組んでおり、ごみの少ないまちになっています。

【取組の方針】

これまで大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済活動によって、経済発展や便利で快適な生活を実現してきました。しかし、このことが、資源の枯渇化や地球温暖化をはじめとした様々な環境問題の大きな一因となっています。

大量生産・大量消費・大量廃棄社会から脱却するため、資源循環型社会の構築を目指し、市民、事業者、行政が一体となって、地球環境に配慮したまちづくりを行います。

【関連する個別計画】

鳥栖市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
ごみ減量化とリサイクルを進めます	資源物の分別収集を徹底し、ごみの減量化と資源の有効活用を図ります。 ごみの減量化とリサイクルや地域美化活動推進のため、町区や各種団体の環境活動を奨励します。
循環型社会への意識改革を進めます	循環型社会への意識啓発や環境に配慮した市民の具体的な行動を促進するため、環境学習や環境講座、広報活動等を推進します。また、市内事業者へは、ISO14001 やエコアクション21 などの環境マネジメントシステムの普及啓発を図ります。

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 3 自然環境と調和した計画的な土地利用を促進します>

**【取組担当課】**

まちづくり推進課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

自然環境等に配慮した計画的な土地利用によって、魅力的で住みやすいまちが形成され、「鳥栖に住みたい」と思う人が増えています。

**【取組の方針】**

無秩序な雑然としたまちなみを防ぎ、魅力的で住み良いまちづくりを進めるためには、長期的構想で用途に応じた土地利用のエリア設定が必要です。

今後は、豊かな自然を活かした、ゆとりやうるおいのある住みやすい環境との調和のもと、都市の持続的な発展が可能となるような、機能的で魅力ある都市空間を形成することが重要になります。

そのため、長期的な視点に立ち、地域特性に応じた合理的な土地利用と、多様な都市機能の集積を進め、景観に配慮した住みやすい環境づくりに取り組みます。

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
秩序ある市街地の形成と土地利用の円滑化を図ります	自然環境等との共生に配慮した、秩序ある市街地を形成するため、都市計画に関する必要な事項を定め、規制と誘導を通じて計画的な土地利用の実現を図ります。 また、土地利用の適正化や土地活用の円滑化など、地域の現状に応じた、適正かつ合理的な土地利用の推進を図ります。
景観形成に関する啓発を行います	景観づくり・保全に対する市民の意識醸成や参加促進を図るための取組を継続的に行い、景観形成の重要性を広く市民や事業者に向けて発信します。

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 4 まちづくりの拠点としてふさわしい整備を行います>

【取組担当課】

総合政策課、まちづくり推進課、商工振興課、国道・交通対策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

鳥栖駅及び新鳥栖駅周辺を中心として、商業、文化・スポーツ、観光、医療、ビジネスといった、人・物・情報が集まる魅力ある「拠点」として、多くの人でにぎわっています。

【取組の方針】

鳥栖駅周辺は、東西地域の連携強化、鉄道利用者等の利便性の向上や中心市街地の活性化など、鳥栖駅周辺整備について、関係機関と協議、調整を行い、実現可能なものから順次着手していく必要があります。

また、新鳥栖駅周辺は、九州全域を視野にいたれた、鳥栖市の新たな玄関口であり、九州各地はもとより、関西方面からも多くの人が集まる観光・交流拠点として、地域特性を活かした魅力ある拠点形成を図っていく必要があります。新鳥栖駅前に立地する九州国際重粒子線がん治療センターの事業推進とともに、施設と連携した取組を進めます。

更なる高速交通体系の充実を図るためには、九州新幹線西九州ルート of 早期実現に向けた取組を行い、交通の要衝というポテンシャルを最大限に活かした、新しいまちづくりの拠点にふさわしい整備・充実を進めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
まちづくりの拠点としての利便性の向上を図ります	鳥栖駅周辺の機能充実、駅利用者等の利便性の向上を図ります。
九州新幹線西九州ルート of 建設に向けた取組を進めます	九州新幹線西九州ルート of 早期実現に向けた要望活動を行います。
地域特性を活かした魅力ある拠点の形成を図ります	新鳥栖駅周辺の機能充実、駅利用者等の利便性の向上を図ります。また、九州国際重粒子線がん治療センター等と連携した取組を行います。
中心市街地の活性化を図ります	人・物・情報が集まる魅力ある「交流拠点」にふさわしい中心市街地の活性化を図ります。

＜基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち＞

＜取組 5 うるおいと安らぎのある緑の空間をつくります＞

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

うるおいと安らぎを与えるみどりがあふれ、だれもが心地よく過ごせる公園・緑地が適切に整備・管理されています。

【取組の方針】

市内には、平成27年3月31日現在、25箇所、72.65haの都市公園があります。

中でも、市内の中心部に位置する中央公園は、日頃から多くの市民に利用され、春の桜のシーズンにはたくさんの人でにぎわうなど、市民にうるおいと安らぎを与え、来訪者を心地よく迎え入れています。

また、園内には大きな池があり、シンボリックな公園として市民に親しまれています。

公園・緑地は、市民が集い交流する場所であることから、魅力的で安全な公園・緑地づくりが求められています。

このため、公園・緑地の安全性を確保するとともにバリアフリー化等の課題を踏まえ、だれもが快適に利用できる環境づくりに取り組みます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
公園・緑地の整備を進めます	だれもが安全で快適に利用でき、うるおいと安らぎを与える交流の場として、公園・緑地の整備を行います。公園遊具については、国土交通省のガイドラインに基づき、定期的に検査を行うなど、安全性の確保を徹底します。
適正管理による利用しやすい公園・緑地づくりを進めます	地域や市民に親しまれる公園・緑地となるよう、地元やボランティア活動による草刈り・清掃など、市民協働による管理を推進するとともに、鳥栖市のホームページ等での情報発信を行い、利用促進を図ります。

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 6 誰もが移動しやすい交通体系を確立します>

**【取組担当課】**

社会福祉課、国道・交通対策課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

市民が分かりやすく、利用しやすい公共交通ネットワークが構築されています。

**【取組の方針】**

これまでの自動車中心の交通体系を見直し、公共交通機関や自転車など、多様な手段を含めた総合的な交通政策の推進が求められています。

現在の公共交通は、JR、民間路線バス、ミニバス及びタクシー等で構成されており、ミニバスは交通空白地域を解消するための手段として、平成21年度より鳥栖地区・田代地区、平成24年度より基里地区・旭地区を運行しています。

今後も、市民の移動を支える公共交通機関の利便性の確保を図りながら、地域公共交通のあり方についての検討を進めていきます。

**【関連する個別計画】**

鳥栖市地域公共交通総合連携計画

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
路線バスの維持及び利用促進を図ります	バス路線の維持と利便性の向上を目的に、路線やダイヤの見直しを行い、利用者拡大を図ります。
交通空白地域への対応を図ります	地域のニーズを分析・把握した上で、路線バスやミニバスの見直しなど、地域の実情に沿った交通空白地域への対応の検討を行います。
交通弱者の移動手段の確保に努めます	だれもが不自由なく移動できる公共交通手段の構築を検討します。

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 7 安全で、快適に通行できる幹線道路をつくります>

**【取組担当課】**

建設課、国道・交通対策課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

幹線道路網の整備が進み、交通渋滞が緩和され、安全で快適に通行できる道路がつくられています。

**【取組の方針】**

市内を通る国道3号・34号、県道等の幹線道路の交通量は年々増加傾向にあり、朝夕を中心に交通渋滞が発生しています。

自動車通行量の増加による交通事故及び自動車排気ガスによる環境負荷の増大、幹線道路の渋滞により、通過交通車両が一般生活道路へ進入するなど、市民生活への影響が生じています。

このことから、幹線道路の慢性的な交通渋滞を緩和するため、道路拡幅や交差点改良など、幹線道路網の整備の促進に向けて、国・県などの関係機関と一体となって取り組めます。

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
国道・県道の整備を進めます	広域ネットワークの構築、主要交通結節点へのアクセス、交通渋滞の緩和、交通事故防止など、大動脈である幹線道路について、国・県と連携しながら整備を進めます。
機能を重視した効率的な道路整備を進めます	必要な道路機能を重視した効率的・効果的な整備を推進します。

<基本目標 1 自然との共生を図り、快適な生活を支えるまち>

<取組 8 安心して通行できる、歩行者にやさしい生活道路をつくります>

**【取組担当課】**

建設課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

生活道路では、子どもたちやベビーカーを押したお母さんなど、そこで生活している市民が安全に通行しています。

**【取組の方針】**

通過車両の流入が、子どもたちの通学やベビーカーを押したお母さん、自転車で通勤するお父さんなど、市民の通行に支障をきたし、市民の安全を脅かしています。

生活道路では、歩行者や自転車など、そこで暮らす市民の通行が優先され、安全が確保されるべきです。

このため、そこで生活し、通行する市民が安全で快適に移動できる道路として、歩行者、自転車に配慮した道路整備を行います。

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
生活道路の整備を行います	日常生活の基盤となる生活道路については、歩行者や自転車通行の安全確保を第一に、利用者が安全で快適に移動できる道路として必要な整備を行います。
小学校周辺交通安全対策を進めます	市内には歩道がない幅員狭小道路が多く、小学校周辺の通学路では通勤車が行き交う中、多くの児童が通学しているため、歩行者等の安全確保の観点から、路側帯カラー化等を主体とした交通安全対策に取り組みます。
計画的かつ効率的な道路施設の維持管理を行います。	老朽化が進む橋梁等の道路施設の長寿命化を図るため、優先順位を踏まえながら、計画的かつ効率的な維持管理を行います。

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 1 安全でおいしい水を提供し、きれいな水を川に流します＞

【取組担当課】

管理課、事業課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

水道水の高品質化や安定供給、生活排水の適正処理などにより、暮らしやすさが増し、市民の上下水道サービスへの満足度が向上しています。

【取組の方針】

鳥栖市は、先人の功績により豊富な水資源を有していますが、それは、限りある貴重な資源です。この水資源を有効に利用しながら、市民生活を支えるライフラインとして、高品質の水道水を安定して供給することが求められています。

このため、耐用年数を経過した老朽水道管などの水道施設の計画的な更新・整備などにより、安定供給、災害や事故発生時の対策強化に取り組めます。

また、生活排水の適正処理を継続して行えるよう、下水道施設の長寿命化を図り、災害や事故発生時の対策強化に取り組めます。

さらに、市民満足度を向上させるために経営基盤を強化し、安定性や効率性の高い信頼される上下水道サービスの運営に努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市下水道等整備構想、鳥栖市水道ビジョン

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
水道水の安定供給を行います	水道施設の更新計画に基づき、老朽化した水道施設を耐震性のある施設へ計画的に更新することで、漏水防止と耐震性の向上を図ります。
水道水の高品質化を図ります	平成19年度に策定した鳥栖市水質管理指標の内容を見直し、よりおいしい水を提供するとともに、水質監視、水質検査を実施します。
生活排水の適正処理を行います	生活排水の適正処理を継続的に行えるよう、予防保全的な維持管理を実施するため、長寿命化や耐震化など、下水道施設の強化を図ります。
経営基盤の強化を図ります	水洗化の促進による下水道使用料の収益向上を図り、また事業コスト縮減の具体策を検討し、実行することで事業運営の効率化や財政状況の改善を図ります。

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 2 快適な住環境を提供します>

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、快適で安全安心な住宅で暮らしています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展やライフスタイル、家族構成の変化などにより、市民の住宅や居住環境に対するニーズが多様化しています。

市民のゆとりある住生活を実現するためには、快適な住環境を創出することが重要になっています。

市営住宅の計画的な維持管理及び機能向上のための改善を実施することにより、市営住宅の長寿命化及び居住性・安全性等の向上を図るとともに、老朽化が著しい市営住宅については、今後の対応について検討を進めていきます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
良質な住宅の供給に努めます	市営住宅の計画的な修繕・改修により、長寿命化やバリアフリー化を推進します。 また、老朽化により長寿命化が困難な市営住宅への対応について、検討を進めます。
住宅の入居に配慮が必要な方への支援の充実を図ります	市営住宅内に高齢者や障害がある人向け等の特定目的住宅を適切に設定し、配慮が必要な方が入居しやすい環境整備を行います。また、高齢であることや、障害のあること等を理由に入居拒否することのない住宅などの情報提供に努めます。
空き家対策を推進します	適切な管理が行われていない空き家等の所有者に対し、指導等を行い周辺の生活環境の保全を図ります。

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 3 犯罪のない、安全なまちを目指します＞

【取組担当課】

総務課、学校教育課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の防犯に対する意識がより高まり、安全なまちで安心して暮らしています。

【取組の方針】

全国的に犯罪の凶悪化、低年齢化が進むとともに、子どもが巻き込まれる犯罪が多発しています。このため、市民が防犯に対し関心を持ち、防犯対策に自ら進んで取組み、犯罪の起きにくい安全で安心なまちづくりを実現するため、警察や防犯協会等の関係機関や地域の防犯組織との連携により防犯意識の啓発を図り、防犯活動への支援や防犯灯の設置についての支援を図ります。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
市民の防犯意識の高揚に努めます	日常生活の中でできる防犯への取組、防犯対策等について、ホームページ、広報誌等を通じて発信することで、防犯意識の高揚に努めます。
地域防犯体制の充実を図ります	子どもの安全を見守る活動など、地域で自主的に取り組む防犯活動に対して支援を行います。
防犯対策の充実を図ります	地域における安全な環境を創出するため、防犯協会に対し、防犯灯設置等の支援を行います。また、子どもの下校時の安全確保のため、防犯パトロールを実施します。

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 4 交通事故のない、安全なまちを目指します＞

【取組担当課】

建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が高い交通安全意識を持ち、交通安全施設が整備・充実されることで、交通安全が確保されています。

【取組の方針】

鳥栖市は、国道や高速道路が交差する九州における陸上交通の要衝であり、幹線道路の交通量も多く、慢性的な渋滞や交通事故が多発しています。

平成26年の鳥栖市における交通事故発生状況は、発生件数855件（前年比-47件）、負傷者数1,129人（前年比-93人）、死者数3人（前年比+2人）でした。

全国の交通事故による死者数は、4,113人で平成25年と比較すると、260人下回っています。

また、平成26年の県内の交通事故は、発生件数・負傷者数ともに前年を上回っており、依然として多い状況です。

このため、幼児、児童及び高齢者を対象とした交通安全教室を開催し、事故を未然に防ぐための交通安全意識啓発を行うとともに、通学路の合同点検などを行い、事故の危険性が高い箇所の早期発見に努め、安全に通行できる歩道やカーブミラー等の交通安全施設の計画的整備を地域の実情に応じて行います。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
交通安全啓発・教育を進めます	幼児・児童及び高齢者を対象とした交通安全教室の開催や交通安全啓発活動を行い、交通安全意識の高揚を図ります。
交通安全施設の整備・充実を図ります	運転者及び歩行者が安全に通行できるよう、地域の要望や緊急性・効果等を踏まえながら、必要に応じてカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を行います。
事故危険箇所の解消を図ります	事故の危険性が高い箇所については、地域と一体となって事故危険箇所を検証し、関係機関と連携を図りながら必要な対策を緊急性に応じて行います。

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 5 消費者トラブルから市民を守ります>

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が消費生活に関する知識を深め、架空請求や悪質な訪問販売等の消費トラブルに巻き込まれることなく、安心して暮らしています。

【取組の方針】

情報化社会や高齢化社会の進展により携帯電話やインターネットに関するトラブル、高齢者をねらった悪質な訪問販売など、様々な消費者問題が発生しています。

消費者問題に関する相談件数は年々増加傾向にあり、鳥栖市でも消費生活センター<sup>1</sup>が中心となり、消費生活相談、消費生活出前講座、広報活動（消費生活ニュースの発行）を行っています。

市民が、巧妙化、悪質化する消費者トラブルに巻き込まれないよう、発生事例や対応方法等に関する情報発信の強化を図るとともに、消費者被害にあった場合、適切な対応ができるよう、相談窓口の充実を図ります。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
消費生活に関する情報提供の充実を図ります	消費生活に関する出前講座の開催、ホームページや広報誌による情報提供の充実を図ります。また、消費生活に関する情報を地域に発信し、消費生活メイトと連携し、消費者トラブルを未然に防止することに努めます。
相談窓口の充実を図ります	消費者の相談内容が複雑かつ多様化してきているため、県消費生活センター等と連携して、消費生活に関する情報収集や消費生活相談員の能力向上を図り、相談に対して迅速かつ適切な対応が行えるよう、相談窓口の充実を図ります。

＜基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち＞

＜取組 6 市民の大切な生命と財産を守ります＞

【取組担当課】

総務課、健康増進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民及び事業者の生命と財産を守るための迅速・的確な消防体制が充実しています。

【取組の方針】

鳥栖市の消防体制は、鳥栖市及び基山町、みやき町、上峰町の1市3町からなる広域消防体制をとっています。

平成25年の鳥栖・三養基地区管内の火災発生件数は41件で、8.9日に1回の割合で発生しています。

火災を未然に防ぐため、市民の防火思想の普及・啓発に加え、消防団の機能強化、消火栓の整備など、地域における火災予防体制の整備を行います。

また、救命の強化を図るため、AEDを設置している公共施設等を周知し、維持管理に努めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
防火体制の強化・充実を図ります	火災発生時に迅速かつ的確な対応を行えるよう、消防車両の更新や装備品の充実、消防水利施設の増設など、消防署と消防団とが中心となった消防体制の一層の連携強化を図ります。

<基本目標 2 安全で安心して暮らせるまち>

<取組 7 災害に強いまちを目指します>

**【取組担当課】**

総務課、建設課、事業課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

市民の防災に対する意識が高く、災害に対する備えができています。

**【取組の方針】**

平成23年の東日本大震災や平成24年の九州北部豪雨、平成26年の広島土砂災害など、国内外で大規模な災害が発生しています。今後も南海トラフ巨大地震を始めとして、大規模な地震が起こる可能性があり、また、近年では、局地的なゲリラ豪雨による市街地の浸水や山間部の土砂災害なども多発しているため、これらの災害から市民の生命や財産を守るために、地域防災計画などに基づいた防災体制の充実、強化、防災関係機関との連携を図ります。

また、被害を最小限にとどめるために、市民に日頃からの備えの大切さを啓発し、地域で助け合う自主防災組織の育成や活動を支援します。

**【関連する個別計画】**

鳥栖市地域防災計画

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
防災体制の充実を図ります	鳥栖市地域防災計画等に基づき、消防、警察、国、県等の関係機関との連携・協力のもと、総合的な防災体制の充実を図ります。
地域防災力の充実を図ります	自主防災組織を結成し、住民相互の協力体制を整え、地域が主体となった身近な防災体制の充実を図ります。
雨水対策を進めます	ゲリラ豪雨による浸水被害が発生していることから、浸水被害のおそれのある箇所の河川及び排水路整備を行います。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 1 健康で生き生きと暮らせるまちを目指す＞

【取組担当課】

総合政策課、こども育成課、健康増進課、スポーツ振興課、国保年金課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、自分の健康を自分で管理できるように、健康づくりへの意識を高め、主体的に健康づくりに取り組んでいます。

【取組の方針】

高齢化の進展に伴い、疾病全体に占めるがんや生活習慣病の割合が増加しています。生活習慣病が重症化する前に予防するには、発症の前の段階であるメタボリックシンドロームの改善が重要であることから、市民の生活習慣の改善を支援します。

いつまでも健康で、充実した生活をおくるためには、生涯を通じて、心身ともに健康であることが何よりも大切です。そのためには、市民自らが日頃から積極的に健康づくりに取り組むことが必要です。

すべての市民が自分の健康状態を知り、若いうちから生涯にわたり、心身ともに健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現するため、市民の健康づくりを積極的に推進します。

【関連する個別計画】

うららトス21プラン（鳥栖市食育推進計画）

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域における健康づくりを進めます	うららトス21プランに基づいて、関係機関・団体と市民、行政が一緒になり、市民1人ひとりの健康づくりを進めます。
食育による健康づくりを進めます	食についての様々な体験活動、健康や栄養、地産地消に関する情報提供等の取組を通じて、食に関する知識を習得し、生涯にわたる心身の健康増進と豊かな人間性を育てていく基礎としての食育を推進します。
若い世代からの生活習慣病予防対策を進めます	生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、健診の受診率向上や個人個人に応じた保健指導を行います。

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 2 安心して医療が受けられる体制を充実させます>

**【取組担当課】**

健康増進課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

夜間・休日でも良質で適正な医療サービスが受けられる体制が整っていて、市民は安心して暮らしています。

**【取組の方針】**

核家族化が進む中、病気や応急手当等で戸惑う家庭の増加、医療機関への依存の高まりなど、医療に対するニーズが増大、多様化しており、いつでも必要な医療サービスが受けられる充実した体制が求められています。

このため、医療機関と連携し、身近な地域で日頃から安心して医療サービスが受けられるとともに、緊急時には適切かつ迅速に高度な医療が提供される体制づくりを進めます。

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
救急医療体制の充実を図ります	休日救急医療センター運営事業により、休日医療の確保を行い、夜間の小児救急医療については、久留米広域小児夜間救急医療支援事業に参加します。
地域の医療体制の構築を図ります	市民の身近なところで日常的な保健医療サービスを提供する「かかりつけ医」を中心に、医療連携を図ります。

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 3 子育て支援を充実させます>

**【取組担当課】**

こども育成課、健康増進課、学校教育課、生涯学習課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

子育てを支えあい、子どもたちが健やかに成長し、よころび・温かみ・安心感のあるまちを実現しています

**【取組の方針】**

少子化の進行に加え、核家族化や都市化の進展、女性の社会参加などにより、子育てを取り巻く環境は大きく変化し、家族や地域における子育て機能が低下しています。

また、子育てに不安を抱え、孤立する親も増えており、子育て家庭に対するよりきめ細やかな対応が求められています。

こうした中、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ地域社会を築くため、保育サービスの拡充とともに、子どもたちと子育て家庭への支援を、家庭、地域、事業者、行政等が一体となって取り組んでいきます。

**【関連する個別計画】**

鳥栖市子ども・子育て支援事業計画

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
待機児童の解消を図ります	既存保育所の定員増、幼稚園に対する認定こども園への移行勧奨など、保育供給量の確保に努め、待機児童の解消を目指します。
地域子育て支援拠点事業を進めます	地域子育て支援センターの市内全小学校区での設置を目指し、子育て世帯の不安解消に努めます。
母子の健康管理への支援を行います	妊婦に対し、安心安全な出産の支援に努め、産後は、親が子育てに関する不安や悩みがなく育児ができるように各種教室や相談を実施します。また、子どもが健やかに成長するために、相談、訪問、健診、教室を実施し、個別や集団で保育指導を行います。
留守家庭児童の居場所づくりの充実を図ります	共働きなどによる留守家庭児童を保育・育成する場の充実を図るため、放課後児童クラブの整備、及び放課後児童健全育成事業者に対する必要な支援を行います。

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 4 高齢者の自立と社会参加を応援します>

**【取組担当課】**

社会福祉課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

高齢者自らが、要支援・要介護状態にならないよう予防に努めながら社会参加することで、生きがいを持って、その人らしく暮らしています。

**【取組の方針】**

高齢化社会や核家族化の進行、単身世帯の増加に加え、地域において介護を必要とする高齢者が増えている中、これらの方々を支え合う体制の整備が望まれています。

一方、団塊世代が今後要支援・要介護の認定率が高くなっていく年代となります。高齢者福祉サービスの担い手であった若い世代は、相対的にも数が減少することから、元気な高齢者がサービスの担い手になっていく必要があります。

こうした中、高齢者がいつまでも介護を必要とせずに、住み慣れた地域で、健康で生きがいを持って安心して自立して暮らせるよう、介護予防を推進し、生きがいづくりや社会参加を支援します。

また、要支援・要介護状態となっても、住み慣れた地域において在宅で生活できるよう、介護支援の充実を図るとともに、地域で高齢者を見守り、支える体制の整備に努めます。

**【関連する個別計画】**

鳥栖市高齢者福祉計画

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
介護予防を進めます	住み慣れた地域において、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者の健康保持・増進を支援します。
介護支援の充実を図ります	在宅介護が継続的にできるよう、介護者の精神的・肉体的・経済的負担を軽減するため、介護用品の支給、介護教室や、家族介護に携わる人への相談・指導を実施します。
地域における生活支援体制の充実を図ります	地域包括支援センターを高齢者支援の中核とし、高齢者が地域の中で安心して暮らせるよう、地域生活支援体制を充実させます。また、支援の必要な独居高齢者や認知症高齢者などを地域で見守る体制の充実を図ります。
生きがいづくりと社会参加の支援を行います	地域での敬老行事やシルバー人材センター、老人クラブの活動を支援するとともに、高齢者のボランティアの活動の場の提供など、高齢者の社会参加を支援します。

<基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち>

<取組 5 障害者の自立と社会参加を応援します>

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

障害のある人が住み慣れた地域で社会参加しながら、自立した生活をおくっています。また、福祉施設（入所）や病院（入院）から地域に生活の場を移し、地域で生活を営んでいます。

【取組の方針】

高齢化の進展や各種の疾病・事故の増加などに伴い、障害のある人が増加するとともに、障害の重度・重複化の傾向が強まっています。

一方で、ノーマライゼーションの理念は浸透しつつあり、障害のある人もない人も、誰もがその能力や適性に応じて、地域で自立した生活をおくることができる社会の実現が求められています。こうした中、「障害者総合支援法」の施行による就労支援や地域生活への移行の促進の強化を受け、これまで以上に障害のある人の社会参加や就労の環境の充実を図ることが重要になっています。障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスを充実し、地域における受け入れ環境の整備など、障害福祉サービス事業所や関係機関との連携を図りながら、障害のある人の地域生活を地域全体で支え、充実した保健・医療サービスの提供に努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市障害者福祉計画、鳥栖市障害福祉計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
社会参加・就労の支援を行います	障害のある人の自立と社会参加を促進するため、スポーツや文化芸術活動等への参加を通じて、障害のある人の社会参加を促進します。また、一般就労を希望する障害のある人に対する支援を促進します。
障害のある人の自立支援の充実を図ります	障害のある人の地域での自立した生活を支援するため、介護や機能訓練など、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めるとともに、日常生活に必要な用具の給付や居住施設の整備促進など生活支援の充実を図ります。 また、障害のある子どもの早期発見に努め、早期療育の充実を図ります。
障害のある人が地域生活に定着できるように支援体制の充実を図ります	障害のある人が地域で安心して生活していくために、生活上の様々な相談が身近で気軽にできる相談支援体制の強化を図ります。また、障害があってもなくてもお互いに尊重され、支え合うために、様々な機会を通じて障害に対する理解促進に努めます。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 6 地域福祉を充実させます＞

【取組担当課】

社会福祉課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民の多くが地域の福祉活動に参加して、地域で助け合って安心して暮らしています。

【取組の方針】

高齢化の進展やノーマライゼーションの考え方の広がり、ライフスタイルの多様化などに伴い、一人ひとりの事情に応じたきめ細やかな対応が求められるなど、福祉に対するニーズも多様化、高度化しています。

そのため、すべての人が住み慣れた地域で、安心して暮らすことができるように行政だけでなく、家庭や地域などが協力して支援する仕組みづくりや意識啓発を図り、みんなで支え合う地域福祉を推進します。

【関連する個別計画】

鳥栖市地域福祉計画、地域福祉活動計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
地域福祉活動を進めます	地域福祉計画に基づき、民生委員・児童委員や福祉団体などと連携を図り、多様な福祉ニーズに対応したサービスを提供します。
ボランティア活動の推進及び体制の強化を図ります	総合的な福祉活動の普及のため、福祉ボランティアの人材を育成し、活動を推進することで、福祉サービス提供の担い手を育成します。
避難行動要支援者への対策を図ります	地震や風水害などの災害発生時に、自力で避難することが困難な方を支援するための対策を講じます。

＜基本目標 3 共に認め合い、支え合う、温かみと安心感のあるまち＞

＜取組 7 確かな安心と自立を支える社会保障を充実させます＞

【取組担当課】

社会福祉課、健康増進課、税務課、国保年金課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が健康で安心して自立した生活がおくることができるよう、必要な社会保障制度が整ってきます。

【取組の方針】

少子高齢化の進展や厳しい経済状況により、社会保障の給付が増大し、給付を受ける者と負担する者との間で不公平感や特に若い世代では、社会保障制度の維持や将来の負担増に対する懸念が強まっています。

社会保障制度は、社会連帯と相互扶助の考え方にに基づき、失業や疾病などから暮らしを守り、だれもが安心して自立した生活をおくることができる制度として、その重要性は高まっています。

このため、市民の健康維持や経済的自立などの市民生活の安定に向けて適正な制度の運用に努めます。

【関連する個別計画】

鳥栖市特定健康診査等実施計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
国民健康保険の充実を図ります	国民健康保険制度の理解と意識啓発に努め、被保険者の健康づくり活動、健康の保持推進を図ります。
保険税の収納率向上を図ります	市民にとって重要な医療保険制度である国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、保険税の収納率の向上を図ります。
後期高齢者医療に係る広域連合との連携を図ります	75歳（一定の障害がある人は65歳）以上の後期高齢者が適切な医療サービスを受けられるよう、後期高齢者医療制度の運営主体である広域連合と連携して、後期高齢者医療に取り組みます。
医療費の適正化を図ります	糖尿病等の生活習慣病に主眼を置いた特定健康診査及び当該健診結果に基づく特定保健指導等を実施することで、医療費の適正化を図ります。
介護保険サービスの充実を図ります	鳥栖地区広域市町村圏組合と連携し、介護サービスの量及び質の確保を図るなど、基盤整備を推進します。
介護保険サービス体制の強化を図ります	保健・医療・福祉等の関係者・関係機関が一体となった総合的・包括的な在宅支援サービスを提供するための体制の充実を図ります。
生活保護の適正実施と自立支援を進めます	保護要因の的確な把握、訪問活動による実態調査等により、保護の適正な実施を行うとともに、被保護者に対して、自立・就労支援メニューを提供します。
国民年金への対応を図ります	市民の年金受給権の安定に向け適切な対応を図ります。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かな心を育むまち＞

＜取組 1 一人ひとりの可能性を引き出す教育を充実させます＞

【取組担当課】

教育総務課、学校教育課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

子どもたちが、明るく豊かな心で、楽しく学校に通い、意欲的に学んでいます。

【取組の方針】

近年、家庭、地域社会など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しており、学校教育に対しても、新たな取組が求められています。

学校教育は、生涯にわたる学習活動の基礎であり、子どもたちが社会の一員として次代を担っていくためには、自ら学び考える力の育成やたくましく生きていくための健康や体力、強くやさしい心を育むことが重要です。

学校現場では、少人数指導などきめ細やかな指導の充実を図るための教員の配置や教職員の研修の充実、体験学習や地域の歴史・文化を活かした教育など、確かな学力を育む特色ある学校づくりを進めています。

「いのち」の尊さや思いやりの心など、豊かな心をはぐくむ教育を進めていますが、一方で、児童・生徒の非行、いじめ、不登校への対応も求められています。

このため、学力の向上はもとより、自ら課題を解決していく力、自ら学ぶ意欲や態度、豊かな人間性や社会性などの生きる力を身につけるために、小学校と中学校をつなぐ一貫したカリキュラムの取組など、子どもの教育環境の向上を図り、一人ひとりの可能性を引き出す教育を推進します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
特色ある学校づくりを進めます	各学校の創意工夫を活かした、特色ある、開かれた学校づくりを推進します。
豊かな心、健全な体をはぐくむ教育の充実を図ります	「いのち」を尊重する心、思いやりの心、美しいものや自然に感動する心、倫理観や正義感など豊かな人間性の育成を目指し、奉仕活動や自然体験活動を通して豊かな心、健全な体をはぐくむ「心の教育」を推進します。
安全・安心な教育環境づくりを進めます	児童・生徒数に適合した、快適な学校施設の計画的な整備を進めます。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 2 青少年を心豊かに育みます＞

【取組担当課】

学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

家庭・学校・地域の連携によって、子どもたちが健やかに暮らしています。

【取組の方針】

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自覚を持つことや他人を思いやる心を身につけながら成長できる環境を地域全体で作っていくことが求められています。家庭や地域の教育力が低下し、子どもたちの“心の居場所”が失われ、青少年の問題行動が低年齢化、深刻化しており、家庭、学校、地域の役割はますます大きくなっています。

そのために、学校と家庭、地域が一層連携を深めながら、地域全体で青少年を育てるという意識を醸成し、豊かな心とたくましさを育む様々な体験活動を促進するなど、青少年の健全育成のための環境づくりを進めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
家庭・学校・地域・行政が連携した取組を進めます	地域ぐるみで子どもたちを育て、見守る取組と家庭・学校・地域・行政のそれぞれが担うべき役割を明確にし、地域全体で教育力の向上を図ります。
青少年の健全育成を図ります	地域の参画のもと、すべての子どもたちの居場所をつくります。また、様々な体験を通じて青少年の健全育成を図ります。
体験活動の取組を進めます	地域や企業と連携しながら、自然の中で体験活動を行うことで、たくましさや連帯感を育む取組を行います。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなところを育むまち＞

＜取組 3 生涯学習の機会を充実させます＞

【取組担当課】

文化芸術振興課、市民協働推進課、生涯学習課、

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が年齢や目的に応じて、身近なところで必要な知識や技術を学ぶ機会に参加でき、学んだことを実生活で活かして、生き生きと暮らしています。

【取組の方針】

情報化の進展、生活水準の向上や余暇時間の増大といった社会変化と合わせ、知識の向上や生きがいづくり、自己実現やライフワークの一環としての生涯学習に対するニーズが拡大しています。鳥栖市では、公民館の機能を引き継いだ地区まちづくり推進センター等を拠点に、様々な生涯学習活動を展開していますが、多様化する市民ニーズを踏まえた学習機会の充実を図るためには、地域や団体と一体となって取り組むことが必要です。

このため、あらゆる年齢層の市民の主体的な生涯学習活動を促進する仕組みづくりに取り組んでいきます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
学習機会の充実を図ります	多様化、高度化する市民の学習ニーズに必要な情報の収集と発信を行い、市民の学習活動を支援するとともに、生涯学習の拠点としての地区まちづくり推進センター、勤労青少年ホーム等の施設を活用し、学習機会の充実を図ります。
社会教育活動の充実と指導者の養成を行います	社会教育活動を支援するため、活動の場の提供や活動の充実、指導者、協力者の確保・育成を行います。
図書館の機能充実を図ります	「知」への入口としての機能に加えて、地域情報や生活情報などあらゆる分野で市民が必要とする情報の提供、発信を行います。また、魅力ある図書館主催事業を実施することで来館を促し、資料貸出利用者数の増加を図ります。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなところを育むまち＞

＜取組 4 文化芸術に親しめる環境をつくります＞

【取組担当課】

文化芸術振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が、日常的に文化芸術活動に接しており、心豊かに暮らしています。

【取組の方針】

各種の文化団体活動の活性化を図るとともに、魅力あるクリエイターやアーティストを招へいした演奏会や、ワークショップなどの体験型の事業や、アウトリーチ（訪問演奏等）事業に取り組むことで、市民の文化力を向上させ、市民自らが気軽に文化や芸術に「見て、触れて、参加し、楽しむ」ことのできる環境づくりを進めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多彩な文化事業の展開を図ります	多彩で本物の文化・芸術に触れる機会を提供するため、文化施設を活用した優れた文化芸術の招致やセミナー、アウトリーチ（訪問演奏等）事業等を実施します。
市民文化活動を進行し、文化芸術を担う人材・団体の育成を行います。	文化連盟・文化事業協会、各種実行委員会等と連携し、文化芸術活動の次代を担う人材及び団体の発掘・育成を図るため、コンクールや展示会など、発表の機会や場を確保し、資質・技術の向上を支援します。

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなところを育むまち>

<取組 5 伝統文化を保存・活用・継承します>

**【取組担当課】**

生涯学習課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

文化財が適切に保存・活用されており、市民が地域の歴史や伝統文化を誇りとし、愛着を持って守り、伝えています。

**【取組の方針】**

鳥栖市には、史跡や伝統芸能をはじめ貴重な文化財が数多くあります。しかし、それらの多くが、市民や市外の人にあまり知られておらず、観光や郷土の歴史を知る機会に活かされていません。このため、文化財を保護するとともに、積極的に活用して、市民が歴史や文化に触れ、身近に感じる機会を充実させながら、市民共有の財産としての文化財を確実に次の世代へ継承していくための取組を進めます。

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
文化財の保護を図ります	文化財を保護し、次の世代に伝えていくとともに、祭りや伝統行事、獅子舞などの民俗芸能の保存伝承に対する支援を行います。
文化財の積極的な活用を図ります	市所蔵の文化財資料の公開、史跡等の見学会や講座等の開催並びに積極的な情報発信による周知を通じて、市民が文化財に触れる機会提供の促進を図ります。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 6 スポーツに親しめる環境をつくりまします＞

【取組担当課】

スポーツ振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が身近なところで気軽にスポーツに親しみ、健康的な生活をおくっています

このまちにプロスポーツチームがあること、ホームタウンであることの喜びを実感しながら、自慢のスタジアムでサガン鳥栖に声援をおくっています。

【取組の方針】

少子高齢化の進展や地域コミュニティの希薄化などに伴い、健康づくりや生きがいづくり、地域における連帯感の醸成など、スポーツ活動の果たす役割がますます増大しています。

鳥栖市では、平成3年に「スポーツ都市宣言」を行い、スポーツ施設の整備・充実を図りながら、鳥栖市体育協会等と連携し、ニュースポーツの普及や競技スポーツの競技力向上を図るなど、市民が地域において、いつでも気軽にスポーツに親しめる機会を増やしてきました。

自ら汗を流しプレーを「する・楽しむ」スポーツのほか、プロをはじめトップアスリートの技・プレーを直接見て楽しむ「見る」スポーツや、市民をはじめ企業や行政で「支える」スポーツなど、スポーツの楽しみ方も様々です。

子どもたちに夢と希望を与え、地域を元気にしてくれる鳥栖市をホームタウンとするサガン鳥栖や久光製薬スプリングスのプロスポーツをはじめ、子どもから高齢者まで、だれもがスポーツを通して、健康な心と体で、笑顔あふれる明るいまちづくりを進めるための取組を進めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
スポーツを「する・親しむ・見る・出場する・応援する・支える」機会の充実を図ります	だれもが気軽にできるニュースポーツなど、生涯スポーツの普及に努め、市民の健康・体力づくりを行うとともに、各種スポーツ大会、教室の開催や地域でスポーツに親しむ環境づくりを促進し、九州・全国規模のスポーツ競技大会の開催、各種大会への派遣・誘致などを行うことで競技力の向上を図ります。 また、鳥栖市をホームタウンとするプロスポーツチームをスポーツ文化の象徴としてとらえ、市民・企業・団体・行政が、それぞれの立場で応援し支えます。
スポーツ施設の整備・利用促進を図ります	施設の安全性、利便性、機能性の向上を図り、屋内温水プールをはじめとして、市民が気軽に安心してスポーツ活動に親しめる施設整備を行います。
スポーツ団体・指導者の育成を行います	年齢や体力に応じて、適正な指導ができる指導者が必要であることから、鳥栖市体育協会や鳥栖市スポーツ推進委員協議会と連携した指導者の養成・確保を行います。 また、鳥栖市におけるスポーツ振興の一翼を担うフィッ鳥栖 <sup>1</sup> の活動を支援します。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち＞

＜取組 7 人権が尊重される社会をつくります＞

【取組担当課】

社会福祉課、学校教育課、生涯学習課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市民が人権について正しく理解し、お互いの人権を侵害することなく、尊重し合いながら暮らしています。

【取組の方針】

だれもが人間らしく生きていくためには、一人ひとりが互いの人権を認め合い、尊重し合う社会をつくる必要があります。

憲法では基本的人権の尊重が定められていますが、同和問題をはじめ、いじめや児童虐待、障害のある人への差別など、今なお多くの人権に関する諸問題があります。

鳥栖市においては、人権擁護委員との連携を図りつつ、人権に対する市民意識の高揚を図るため、人権啓発講演会や各種講座の開催に取り組んでいます。

学校においては、教職員への研修等による指導力の向上を通じ、児童・生徒に対する人権・同和教育の充実を図っています。

差別や争いのない社会を実現していくため、市民と行政が一体となって、人権尊重の精神を広くむ教育を推進していきます。

【関連する個別計画】

鳥栖市人権教育・啓発に関する基本方針

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
人権に関する啓発・教育を行います	市民一人ひとりが同和問題をはじめとする人権問題を正しく理解、認識し、人権に対する意識の高揚を図るため、講演会、研修会の開催や啓発パンフレットの配布を行います。
学校における人権教育を行います	子どもたちに豊かな人権感覚を身に付けさせ、教職員が研修や研究活動を通じて、人権教育に対する意識の高揚及び指導力の向上を図れるよう学校における人権教育を推進します。

<基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなこころを育むまち>

<取組 8 男女共同参画の社会をつくります>

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

性別にかかわらず、一人ひとりの違いを認め合い、お互いの個性を尊重した個人が生き生きと暮らしています。

【取組の方針】

鳥栖市では、平成25年に、今後10年間の「人権の尊重と男女の自立」を目標とした第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画を策定し、男女共同参画社会を目指す取り組みを行ってきました。

しかし、男女共同参画についての理解は進みつつあるものの、「男（女）とはこういうもの」という性によって男女の役割や生き方を分ける固定的な役割分担意識は依然として根強く残り、制度や慣行の中には、解決しなければならない課題が今なお存在しています。

男女の人権を尊重する学習や教育を推進し、政策・方針決定の場への女性の参画を拡大する取組を進めるとともに、あらゆる場面において、男女がその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。

【関連する個別計画】

鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
男女共同参画の意識を育て、豊かで多様な生き方を支える取組を進めます	男性（女性）だからという理由で、それぞれの可能性を閉じ込めることなく、夢や希望に向かって一人ひとり選択した生き方を尊重し合う取組を進めます。 また、これまでの働き方が見直され、家族の大切さや子育てにかかわる喜びを得るなど、男女がともに家庭、仕事、社会活動において調和がとれ、多様な暮らし方ができるワーク・ライフ・バランスの取組を進めます。 さらに、社会の様々な場面や機会を捉えて、男女平等や女性に対する暴力防止など、女性の人権の確立に向けた啓発に取組みます。
男女がともに歩むまちづくりの取組を進めます	市の政策・方針決定過程や地域などのあらゆる分野の意志決定過程に女性も男性も対等な立場で参画し、新しい視点と様々な立場の意見が反映される取組を進めます。

＜基本目標 4 学ぶ意欲と豊かなところを育むまち＞

＜取組 9 国際化への対応を図ります＞

【取組担当課】

市民協働推進課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

地域の人々と外国人が触れ合う機会が増え、異なる文化・価値観への相互理解が深まっています。

【取組の方針】

国際化の進展により、多様な文化的背景を持った人々が、異なる文化や価値観を認め合い、尊重し、理解し合いながら交流を深めていくことが大切です。

そのためには、外国人との交流や、国際化に対する学習を通して広い視野を持つ国際性豊かな人づくり、外国人が暮らしやすく訪れやすい開かれた地域づくりなど、国際化への対応を一層深める必要があります。また、日本人や外国人の区別なく、誰もが同じ地域の生活者として、お互いの文化的な背景や習慣の違いを理解しながら、尊重し合い、暮らしやすいまちづくりを進めていくことが必要です。

海外の国や人との様々な交流を通じ、歴史や文化への理解を深めることにより、自分たちの住む地域の価値や魅力の再認識と郷土を愛する心が育まれるよう、多くの市民が参加できる国際交流・協力活動を促進・支援します。

【関連する個別計画】

鳥栖国際交流基本方針

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多文化共生のまちづくりを進めます	外国人住民に対して日常的に必要な情報を提供することができる環境づくりを進めます。また、外国人住民が日本の制度や文化などを理解し、安心して暮らすことができるよう生活支援に努めます。 国籍を問わず人と人が互いに認め合い、尊敬し合う多文化共生に関する啓発や学習機会の充実を図ります。さらに、地域住民と外国人住民が共に支え合って暮らすことのできる地域社会の実現のため、外国人の地域活動への参加と住民相互の交流促進に努めます。
国際性を育む地域づくりを進めます	学校教育や生涯学習の場を中心に、外国の文化や民族の多様化を受け入れ、理解を深める様々な活動を推進します。同時に自分たちが生活する国、地域の歴史や文化に対する理解を深めることで、豊かな国際感覚を持った人づくりを推進します。 また、外国人との相互理解を深めるため、身近にふれあい、交流ができる機会を増やすとともに、様々な分野における海外への派遣事業や交流事業、国際協力活動を支援します。

<基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 1 農林業の振興を図ります>

【取組担当課】

農林課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

担い手育成や生産活動を支える基盤の整備が進み、豊かな自然環境を活かした、新鮮・安全・安心な農林畜産物がつくられています。

【取組の方針】

鳥栖市は、温暖な気候、豊富な水資源、肥沃な土地など豊かな環境が背景にあるものの、近年は農林作物の価格低迷や従事者の高齢化・後継者不足などにより、農林業を取りまく経営環境は厳しい状況となっています。

しかし、そうした中に園芸作物の6次化への取組み、農商工連携による農産物の加工・販売、また地域ブランド作物の生産への取組みなど、新しい経営感覚を持った経営者も増えてきました。

一方で、消費者は食の安全性をめぐる様々な問題から、単に安価なものを追い求めるだけでなく、地元で採れた新鮮な食材を地元で消費するという地産地消の考え方や、農作業を学び農産物の収穫等に勤しめる農業体験農園など、都市と農村の共生に注目しています。

このため、農林業を取り巻く環境変化を的確につかみ、新しい感覚で経営する担い手の支援を行いながら、持続的・安定的な農林業の振興を目指します。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
農地流動化及び担い手政策を進めます	生産物を安定的に供給するため、営農環境を改善するとともに、農林業用施設の整備や機械の導入、認定農業者等担い手への農地の集積、集落営農組織等の法人化を推進します。
環境に配慮した資源循環型農林業を進めます	環境に配慮した資源循環型農林業を推進するため、エコファーマーの育成、有機栽培、低農薬栽培等を推進します。
地産地消の取組を進めます	新鮮で安全・安心な地場産の農産物の生産及び販売による消費拡大と、生産者と協力し、農業体験や学校給食等を通じ、地産地消を推進します。
地域ブランドの強化を図ります	基幹作物である米・麦・大豆に加え、野菜等の産地づくりを進めるとともに、農作物の高品質化等の付加価値により、ブランド化を図ります。
森林活用の取組を進めます	生態系観察、植林、下草刈、枝打ち等、自然に親しみながら体験を通して、山林が持つ多様な公益的機能を維持・向上するための森林保全の取組を進めます。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 2 商工業の振興を図ります＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市内で活動する商工業者が、健全かつ活発に企業活動を行っています。

【取組の方針】

鳥栖市は、九州陸上交通の要衝にあり、産業団地を造成し、企業誘致を行ったことにより、内陸工業都市、物流拠点都市として多くの企業が立地しています。しかしながら、立地当時に比べると、道路事情や社会環境の変化などから、企業にとっては様々な問題が生じています。そのため、企業活動が持続的かつ円滑に行えるようワンストップ体制を強化し企業のフォローアップに努めます。

また、国や県の融資制度の周知、本市の小口資金融資制度により、中小企業の経営の安定化を図るとともに、新たに市内で起業される方々に対する創業支援補助制度により、起業しやすい環境づくりに努めます。

【関連する個別計画】

中心市街地活性化基本計画、鳥栖・基山地域の特性を生かした企業立地促進のための基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
経営基盤の強化等への支援を行います	地場企業の経営基盤の強化、経営の安定を図るため、金融機関等との連携による融資制度を充実させるとともに、経営革新や人材の育成に対する必要な支援を行います。
企業のフォローアップを行います	立地にかかるワンストップ体制の強化や企業との交流会、訪問を通じて、企業活動を側面から支援します。
創業に関する支援を行います	市内で起業しやすい環境をつくるため、創業支援の相談窓口の設置やセミナーの開催等により、「しごとづくり」や「地場産業の育成」に取り組めます。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 3 商店街の魅力を向上させます＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

商店街は、市民の日常生活やまちづくりを支えながら、活気とにぎわいにあふれています。

【取組の方針】

かつての商店街は、お客が店主との会話を通して、温かく活気あふれる雰囲気の中で、安心して日常の買い物をすることができ、身近で、最もにぎわいのある「人と人とのつながり」の場でした。

しかし、モータリゼーションの進展やライフスタイルの多様化などによる、郊外や市外の大型店を利用する消費者の増加、駐車場や後継者不足の問題等により、これまで地域の商業を支えてきた商店街のにぎわいが失われつつあります。

このため、商店街の商業機能を維持・充実させることが課題となるなど、元気で便利な商店街として再生するための取組が求められています。

今後は、大型店との共存共栄を図りながら、消費者の多様なニーズに対応できる商品・サービスの提供、にぎわいをもたらす拠点づくりなど、事業主の主体性を尊重した商店街の魅力を向上する取組を進めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
中心商店街の活性化を図ります	中心商店街の活性化について、地元商店街、商工業団体と行政で十分な話し合いを行い、その方向性等を決定していきます。
魅力ある商店街づくりを進めます	商店街の活性化とにぎわいづくりを行うため、商業者自身が主体的に取り組む活動にかかる経費に対する補助など、商店街の実情に応じた支援を行うことで、魅力ある商店街づくりを進めます。

<基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち>

<取組 4 観光の振興を図ります>

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

鳥栖市を訪れた人が、歴史、文化、人情に触れ、「来てよかった」「また来たい」と感じています。

【取組の方針】

鳥栖市には、九千部山をはじめとする九州自然歩道、市民の森、御手洗の滝などの自然環境や勝尾城筑紫氏遺跡、長崎街道などの歴史的文化財や、鳥栖山笠、まつり鳥栖といったイベント、産業観光や農村での体験・交流を楽しむグリーン・ツーリズムなどの観光資源が豊富に存在しています。

また、鳥栖プレミアム・アウトレットやサガン鳥栖のホームゲームには県内外から多くの人々が訪れており、新鳥栖駅が開業してからは広域からの来訪者も増えつつあります。

しかし、各観光資源の集客数は伸びても、市内観光地への周遊、中心市街地への誘導が上手く機能していないのが現状です。観光資源間だけでなく中心市街地とも結び付けた域内の回遊性を持たせ、商業活性化へとつなげ、多様な観光資源をもつ近隣自治体との連携も図りながら、交流人口の拡大を図ります。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報発信の充実を図ります	多様化する観光ニーズに対応した観光客誘致を促進するため、積極的に観光情報発信を行います。
観光基盤整備を行います	さらなる魅力発信と集客力向上を図るため、必要な観光資源の整備と運営管理を効果的かつ計画的に行います。 また、福岡市、久留米市、小郡市、基山町等近隣都市との観光連携を図ります。
観光イベントの充実を図ります	市民・地域・企業等の関係団体と連携・協力し、市内各地域で開催される「まつり」などのイベントにより、にぎわいと活力の創出を図ります。 市内に点在する観光スポットを結ぶ観光ルートを作成します。
「まちなか」を核とした観光・集客の取組を進めます	市内に点在する観光スポットを見てまわる「まち歩き」や滞在を楽しむことができるプログラムを充実させることで、新しい観光の核としての魅力向上を図ります。
観光客の受入づくりを行います	鳥栖市を訪れる人が心地よく滞在を楽しみ、リピーターとして再び訪れてもらえるよう、心のこもった、温かい観光客の受入づくりを行います。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 5 働きやすい環境をつくります＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

求職者の雇用が確保され、市民がそれぞれの能力を發揮しながら生き生きと働いています。

【取組の方針】

求人倍率については平成27年3月現在、全国1.15、佐賀県0.88、ハローワーク鳥栖によると管内1.15となっていますが、求職者と事業者との間で求める職種が異なる等の雇用のミスマッチが散見されています。また、総務省によると、平成27年3月の完全失業率は3.4%で、前年比マイナス0.2ポイントとなっています。

産業構造が大きく変化する中、労働者の就業意識も組織や従来の方法に縛られない自由度の高い就業形態を志向するなど多様化してきています。

とりわけ、少子化が進む中、女性や高齢者、障害のある人の社会進出が進んでいく過程で、多様な雇用機会が求められており、就職・進学を機にした若者の人口流出が進んでいます。

このため、地域産業の活性化による就労機会を拡大させ、関係団体との連携のもと、雇用の安定を図るなど、安心して快適に働ける環境づくりを進めます。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
多様な就業機会の確保に努めます	新規学卒者をはじめとする若年層やU・I・Jターン希望者の市内就職を促進するため、職業安定所等の関係機関との連携を図ります。 また、短時間就労を希望する女性求職者や定年退職後の高齢者に対して、就業相談を通じ就職を促進します。
企業立地の取組を進めます	企業立地奨励制度に基づく財政的な支援等を行い、多様な就業の場を確保します。
勤労者福祉の充実を図ります	勤労者の生活資金の融資制度等の充実を図り、安心して働ける労働環境づくりに努めます。

＜基本目標 5 活力とにぎわい、豊かな暮らしを支えるまち＞

＜取組 6 魅力ある新たな産業の集積を目指します＞

【取組担当課】

商工振興課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

新産業分野や、新たな付加価値産業の集積により、研究機関で働く研究者や関連産業の集積など、活力あるまちになっています。

【取組の方針】

消費者ニーズの多様化や高度情報化の進展とともに、市場開放や規制緩和などによる国際的な競争時代を迎え、鳥栖市の経済活力を高めるためには、新たな成長分野産業を創造することが求められています。

鳥栖市では、平成26年4月に企業立地促進法に基づく鳥栖基山地域基本計画を変更し、自動車関連産業、半導体関連産業、医療・医薬品等健康関連産業、新エネルギー関連等先端産業、食品関連産業、物流関連産業、ICT関連産業の7業種の集積を図ることとしています。

また、最先端研究機関である産業技術総合研究所九州センターや佐賀県立九州シンクロトロン光研究センターと連携し、上記産業の集積、事業の高度化を目指すとともに、地域産業との連携も図ります。さらには、新産業集積の受け皿として、新たな産業団地の開発を行います。

【関連する個別計画】

鳥栖・基山地域の特性を生かした企業立地促進のための基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
新産業の集積を図ります	新たな産業団地を開発し、新分野・新産業の集積を図ります。
付加価値の高い産業の創出を図ります	高度で専門的知識や技術を有する産業技術総合研究所九州センター、九州シンクロトロン光研究センターや大学等との連携を強化し、技術の高度化や研究開発を加速化し、付加価値の高い産業創出を図ります。

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 1 みんなで築く市民協働のまちづくりを目指します>

**【取組担当課】**

議会事務局、情報管理課、市民協働推進課、建設課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

「おかげさま・お互いさま」の気持ちを大切に、地域活動や市民活動に積極的に参加する住民の輪が広がり、さまざま地域活動や市民活動が展開されています。

**【取組の方針】**

分権型社会が進展するなか、地方自治体には自己決定・自己責任による個性ある・魅力あるまちづくりが求められています。

ー私たちの好きなまちは私たちでつくろうー

今後のまちづくりは、市民一人ひとりが鳥栖市を担う一員であるという認識を持って、市民・市民活動団体・企業・行政が情報と地域課題を共有し、それぞれの役割、責任を明らかにして、知恵を出し合いながらその解決を図っていく、パートナーシップによる市民参加型・市民協働型のまちづくりを進めます。

**【関連する個別計画】**

市民協働指針、地域づくり基本構想

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
まちづくり活動に関する情報の共有を図ります	開かれた行政の実現を図るため、市報やホームページ等を活用し、分かりやすく、的確かつ迅速な市政情報の提供を行い、市民との情報共有を図ります。
市民の声を広く聴く機会の充実を図ります	市民のニーズ等を的確に把握し、各種計画等に反映させるため、パブリック・コメント、市長と語るふれあいトークンなど、あらゆる場面で市民が市政や行政サービスに対し意見・提案を寄せることができる場・機会の充実を図ります。
まちづくり推進協議会の取組を推進します	地域住民が自主的、主体的に取り組むまちづくり活動をより活性化させるため、まちづくり推進協議会への側面的支援を行い、連携を図ります。
市民協働のまちづくりを進めます	市民相互及び市民と行政との協働によるまちづくりを推進するために、協働のパートナーとなる市民活動団体の育成・支援やコーディネートするとす市民活動センターの強化及び連携を図ります。また、各地区に設置しているまちづくり推進センターの事業の充実を図ります。

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 2 情報化を推進します＞

【取組担当課】

情報管理課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

ICT（情報通信技術）の活用により地域活動が活性化し、行政サービスが向上しています。

【取組の方針】

市民生活や市民活動、企業活動にICTが浸透し、様々な情報をだれもが容易に利用したり、発信したりすることができるようになり、経済活動や市民生活などに大きな変化をもたらしています。

鳥栖市でも、急速に発展する高度情報化社会に対応して、より一層の利便性の向上や強固なセキュリティの確保など、高度で安定した情報化社会の構築が求められています。

このため、電子自治体の構築等を図り、情報化の推進により住民サービスの質を高めるなど、高度情報化の恩恵をいつでも、どこでも、だれでも受けることができる環境づくりを推進します。

また、社会保障・税番号制度を契機として、市民への行政サービスの向上、行政事務の効率化を推進します。

【関連する個別計画】

鳥栖市情報化推進計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
情報化推進計画を進めます	ICTを活用して、情報資産を市民と行政が共有することにより、新たなサービスの展開を図ります。

＜基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち＞

＜取組 3 効果的・効率的な行政運営を行います＞

【取組担当課】

総務課、総合政策課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

市役所の仕事のやり方を変えて、良くしていくことで、市民ニーズに応じた効果的・効率的な行政運営が行われています。

【取組の方針】

多様な市民ニーズに応じた質の高い行政サービスを効率的・持続的に提供するため、人・物・金・情報等のあらゆる面で経営の視点を持った行政運営が必要です。

限られた行財政資源の中で、市民ニーズを的確にとらえた質の高い行政サービスを提供していくためには、透明性の高い行政運営を図るとともに、効率的な行政運営のもと、職員の人材育成・資質の向上に努め、市民の視点に立った行政運営を進めていきます。

【関連する個別計画】

人材育成基本方針、職員研修基本計画

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
成果重視の行政運営の実現を図ります	組織目標を設定し、課題解決を行うことで、経営管理機能の強化を図ります。
行政改革を進めます	常に行政のあり方について検討を行い、その時々に応じた行政改革を推進し、市民が満足できる行政運営を目指します。
組織・人材の活性化を図ります	人事評価制度を活用し、適材適所の人員配置及び組織機構の見直しにより、組織の活性化を図るとともに、より効果的で職員のニーズに対応した研修等を行い、職員の人材育成を図ります。

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 4 持続可能な財政運営を行います>

【取組担当課】

財政課、契約管財課、総合政策課、税務課、建設課

【取組による5年後（平成32年度）の姿】

将来にわたり持続可能な財政運営が行われています。

【取組の方針】

我が国の経済は緩やかな回復基調にあるとされていますが、消費税率を引き上げた際の駆け込み需要への反動、海外景気の下振れリスク、為替変動の景気への影響など、景気動向については、引き続き注視していく必要があります。

本市においては、人口増、雇用・所得環境の改善などにより、市税の増収は期待されるものの、老朽化している公共施設の維持・改修への対応などがあり、現在行っている事業への財政的な影響も懸念されます。

今後も、持続的・発展的な行政運営を続けていくためには、中長期的な財政計画に基づき、安定した財政基盤の確立と財源配分の重点化、効率化を図り、義務的経費の抑制や財源の最適配分等により、財政の健全性を維持していく必要があります。

【取組の体系】

具体的な取組	内 容
市税の収納率向上を図ります	税負担の公平化と税収の安定確保を図るため、適正かつ公平な課税を行うとともに、自主納税の啓発と滞納整理の促進により、市税の収納率の向上を図ります。
地方債の適正管理と財政状況の公表を行います	次代に過度の負担を強いることがないように、地方債の適正管理を行い、税金の用途やその成果など、財政状況について市民に分かりやすく公表します。
財産の適正管理を行います	公有財産の適正管理を図るため、有休財産については、積極的に活用又は処分を行います。
公共施設マネジメントを行います	公共施設等（建築物、道路、橋梁、河川、公園等）の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定め、施設の計画的改修・更新を行うため、施設の延命化、最適化の検討を行います。

<基本目標 6 市民の視点に立った行政運営を行うまち>

<取組 5 広域行政を推進します>

**【取組担当課】**

総合政策課

**【取組による5年後（平成32年度）の姿】**

周辺自治体との連携を図りながら、新たな広域行政の在り方についての検討が進んでいます。

**【取組の方針】**

交通網や情報通信網の発達に伴い、市民の日常生活圏や経済圏は市町村の行政区域を越えて拡大しており、環境や福祉など広範な分野において、広域的な行政間の交流がますます重要になっています。

九州の中心部に位置し、交通の要衝である鳥栖市がこの圏域を牽引していく役割を担いつつ、広域的な都市間連携を図り、人、物、情報、文化が活発に交流する都市として、九州の拠点としてふさわしいまちづくりを進めます。

**【取組の体系】**

具体的な取組	内 容
地域間交流・広域連携の取組を進めます	行政境等を越えた地域の住民同士が、文化・スポーツ面での交流を通じて、市民生活の向上を図るとともに、都市機能の分担と補完の観点から、鳥栖市単独ではなく広域的に取り組むことで、より高い効果が期待できるものについて、関係自治体との連携を図りながら取り組んでいきます。